

2018年11月通常会議 議案と請願に対する討論

2018年12月21日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市議員団を代表して、ただいま議題となっております

[議案第133号](#) 平成30年度大津市一般会計補正予算（第6号）

[議案第135号](#) 平成30年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

[議案第146号](#) 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第148号](#) 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第149号](#) 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第151号](#) 大津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第163号](#) 指定管理者の指定について
（大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター）

[議案第164号](#) 指定管理者の指定について
（雄琴臨水公園プール、皇子が丘公園プール、大津湖岸なぎさ公園プール、南郷公園プール、田上公園及び唐橋公園プール）

[議案第165号](#) 指定管理者の指定について
（大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール及び大津市曾東市民プール）

[議案第167号](#) 指定管理者の指定について
（大津市小野駅前自転車駐車場、大津市堅田駅前自転車駐車場、大津市おごと温泉駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本比叡山口駅前自転車駐車場、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市大津京駅前自転車駐車場、大津市大津駅前自転車駐車場、大津市膳所駅前自転車駐車場、大津市唐橋前自転車駐車場、大津市瀬田駅北口前自転車駐車場及び大津市瀬田駅前自転車駐車場）

[議案第168号](#) 指定管理者の指定について
（大津市石山駅前自転車駐車場、大津市石山駅前第二自転車駐車場、大津市晴嵐駅前自転車駐車場及び大津市晴嵐第二駅前自転車駐車場）

[議案第171号](#) 公共施設等運営権の設定について

の委員長報告に対する反対討論、

及び、

[請願第4号](#) 市民センターの統廃合計画を白紙に戻し、市民と共に安心して住み続けられる大津市のまちづくりを築いていくことを求める請願

に対する賛成討論を行います。

まず議案第 133 号についてです。

大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による女子児童の死亡事故を受けての公共施設のブロック塀の撤去や、台風 21 号による被害への対応にかかる予算の増額は歓迎するものです。

しかしながら待機児童解消のためとして今回示された緊急対策については、その場しのぎの対応で根本的な問題を解決することにはつながらないものと考えます。保育士を確保するためには労働環境の抜本的な改善や給与の引き上げなど、早急に正規保育士を雇用する環境を整備することが必要です。またふれあいスポーツセンタープールをはじめとする都市公園プールや市民プールと自転車駐車場の管理運営に関わる指定管理料が債務負担行為で計上されていますが、利用者の命に関わるプールの管理運営は市の直営で行うべきであり、自転車駐車場管理事業については障害のある方々の雇用を守り拡充する市の確固たる姿勢が重要と考えることから、本補正予算に反対するものです。

本来補正予算は、災害などの緊急時や国・県における制度改正などによる補助金、交付金の変更が行われた際、ならびに本市において制度改正がなされた場合などにその必要額が計上されるべきものであり、これまでも議会で指摘してまいりました。ところが本補正予算においても、当初より福祉サービスの利用の伸びは想定されているにもかかわらず、福祉サービスの利用増に伴う支給費の追加として、20 億余りが計上されています。中期財政計画に基づくシーリングにより当初予算で圧縮しておいて、補正予算で追加を繰り返すことは、当初予算、補正予算のあり方を歪め、議会における予算の議論を空洞化させるものです。当初予算では、その年度に利用されるであろうサービスの伸びを想定し必要な事業費を盛り込むことは当然のことで、この際、本市予算編成のあり方を改めるべきであることを指摘しておきたいと思えます。

次に議案第 135 号についてであります。

本補正予算では、卸売市場開設者選定委員会を設置し、開催するための経費を計上しています。しかし今後の市場の管理運営については、市場関係者との協議が不十分なまま、市の方針への理解や納得が得られていません。にもかかわらず、強引に民間事業者に委ねようとして、この間も民間事業者の意向調査や選定委員会などに繰り返し費用を費やしていますが、見通しが持てずに時間だけが経過しています。

しかも条例に位置付けられた市場運営協議会は 2 年以上開かれておらず、委員の任期も切れたまま放置されてきたことは、開設者としての市の責任が問われる重大な問題です。市場のあり方については別の委員会を設置して議論し結論を得たと説明されますが、市場の運営について議論する場所として運営協議会を設置しているのですから、方向性が決まった段階で速やかに運営協議会に報告し、理解を得る必要があったはずで、あまりに当事者である市場関係者をないがしろにしたやり方であり、許されません。今になって運営協議会と選定委員会の両輪で協議するというのは、無理があり、真摯な話し合いをするつもりがあるのか甚だ疑問です。

市民の目には直接見えにくいものですが、市場は市民の食生活の安定化のために役割を果たしており、現在も取扱高は 100 億円余り、市場関係で 700 名以上の雇用を守っています。そうした市場の今後のあり方については、市当局と市場関係者が向き合い、将来を見通し合意形成を図りながら進めていくべきであり、今般の選定委員会の設置は撤回すべきと考え、本補正予算に反対します。

次に議案第 146 号についてです。

行財政改革の推進を旗印にして、全庁的に効率性、合理性を理由にした経費削減が強力に行われ、市民の暮らしを支える公共サービスが削減や廃止されています。市民に負担が押しつけられている中で、議員報酬の引き上げは、市民理解が得られないと考えるため、本議案に反対するものです。

次に議案第 148 号についてです。

本条例改正は、小中学校の市費負担講師の任用根拠を見直し、県負担講師と同じく臨時的任用職員とすることで、身分の整合を図るとしています。

しかし市費負担講師の多くは、本来正規職として雇用されるべきクラス担任を担っていただいております。臨時的任用職員は、あくまでも臨時的な配置が必要となった際に雇用されるもので、雇用期間が年度単位から半年単位となり、それでなくとも不安定な雇用をさらに増長させてしまいます。また、給与の支払い日が当月払いから翌月払いになることにより、奨学金の返済を抱える方々には一層の負担が伴います。とりわけ日々児童・生徒と向き合うクラス担任には、子どもたちの成長や発達を見通し指導する継続性が重要であり、安定した雇用を確保すべきであり、本議案に反対します。

次に議案第 149 号と議案第 171 号について、関連する議案ですので一括して討論します。

これまで市民と共に築きあげてきた市のガス事業への信頼と安心を投げ捨て、来年度から市ガス事業に公共施設等運営権、いわゆるコンセッション方式を導入して、ガス小売事業を企業局の行う事業から切り離し、大阪ガスを主体とする民間事業者「びわ湖ブルーエナジー(株)」に 20 年間の運営権を設定するものです。

その運営権に対しては、90 億円もの多額の対価が支払われます。このことはそれだけ大津市でのガス需要は企業にとっては大きな価値があるということです。市民の財産を使って、民間事業者が儲けをあげ、株主に配当金を支払うことになるのです。

20 年間という契約で、継続的で安定的な供給が守られるのか、施設の維持更新という多額の費用を要するところを市に残すことで、結局は市民に負担が押しつけられることはないのかなど市民の不安が残され、先行きは不透明であるといわざるを得ません。やはり市民生活を支えるライフラインとしてのガス小売事業も、市が直営で行うべきと考えるもので、関連する 2 議案に反対します。

議案第 151 号についてです。

生活に困窮する外国人に対して、進学に必要な準備金を給付すること自体に反対するものではありません。

しかし今般の条例改正は、準備金支給に係る事務事業を行いやすくするため、個人番号マイナンバーを利用することに問題があると考えます。

個人番号の利用にあたっては、市町村から事業所に送付される住民税の特別徴収額の決定通知に個人番号が記載される下で、誤送付された事態が多発したことを受け、総務省は昨年 12 月に「当面、個人番号の記載を行わないこととする」と方針転換を余儀なくされました。

個人情報につながる個人番号の漏洩の案件が後を絶たない状況において、いくら管理の徹底を強調されても安心できるものではありません。よって市の行政手続きにおいて、個人番号の活用を拡げる本議案には反対するものです。

次に議案第 163 号および、議案第 164 号、議案第 165 号は、関連しますので、一括して討論します。

プールやスポーツ施設での指定管理者による管理運営のもとで、全国で死亡事故も含めた事故が発生しており、それらは本市でも教訓にすべきです。民間企業の営利追求のもとでは、人件費削減などの面で安全管理体制が疎かになることが危惧されます。また指定管理者の変更に伴う自主事業など業務の引継ぎなどは、一定スムーズにおこなわれているとのことですが、利用者にとってのサービスの継続性についてのリスクが指定管理者制度の大きな欠陥でもあります。

そもそもプールなど利用者の命、安全に関わる施設については、市民の安全に市が直接責任を持つという観点から、市が直営で管理監督ができるようにすべきであり、これら関係する 3 議案に反対するものです。

次に議案第 167 号、議案第 168 号は、関連しますので一括で討論します。

自転車駐車場事業は、障がい者の働く場の確保ということはもちろんですが、日常的に障がいのある方々とふれあうことにより地域での相互理解が深められる大きな役割を果たして参りました。これらは採算性、効率性で図れない重要な役割でもあります。

障害者差別解消法など法整備は進んではきましたが、実態として障がい者の権利保障や合理的配慮への理解などはまだまだこれから強化する必要があります。そういう観点からも市の障がい者雇用の確保という立場を明確にして、この事業が果たしてきた役割、理念を発展させていく検討を行い、雇用の継続を守るべきです。今般の公募により、事業者の努力に委ねることになったことは、施策の後退と考えるものです。

また石山駅周辺の自転車駐車場については、利用待ちが増加し続け、喫緊の課題となっていることは認識していますが、シェアサイクルの効果で解消が図れるのかは疑問であり、むしろ JR や京阪電鉄側、地域の方々の協力も得て、自転車駐車場の早急な拡充整備が必要です。よってこれら 2 議案について反対するものです。

続いて請願第 4 号についてです。

昨年 11 月に市当局が市民センターのあり方の素案を発表して、1 年が経過しましたが、この間には 6 つの自治連合会や公民館団体から素案に反対する署名が市長に提出され、市の説明会や意見交換会でも素案に対する様々な疑問、将来への不安の声が出されて、結局市内各学区で市が説明会を開くことになりました。ところが学区意見交換会では素案についての説明がなく、説明資料の中味は削減ありきの意図的と思わざるを得ないような内容であったり、支所の削減に伴う代替案も現実的ではない不十分なものでした。

大津市は、1947 年の大津市総合発展計画に基づき、市内の小校区を単位に支所を配置し、市民と大津市行政が連携して豊かなコミュニティを発展させるべく大津市のまちづくりを進めてきたものです。また各地域の支所は、南北に細長い行政効率の悪い地形にあって、市内のどこに住んでいても市民が等しく住民サービスを受けることができる拠点として、市民生活を支える重要な役割を果たしてきたものです。

とりわけ高齢者や障がい者にとっては、ワンストップで丁寧な相談に応じてもらえる身近な場所として頼りにされていることは、みなさんご承知の通りです。さらには今後の超高齢化社会が進め

ば、今にも増して支所機能の充実が求められるのではないかと考えられます。

この半世紀ほどに及ぶ間、市民との信頼の下で進めてきたことをないがしろにするような市の進め方に、市民のみなさんの怒りが大きくなったのではないかと思うものです。意見交換会でのアンケートでも市民センターのあり方について、76%が「現行のままでいい」という回答をされていることが表しています。

本会議においても多くの議員から今後の方向性について質されたところですが、学区意見交換会同様、「学識経験者との懇談や意見交換会などで出された意見を整理してよりよい案にする」という答弁が繰り返されるばかりでした。

市当局が民主的に市民センターのあり方を検討するというのであれば、一旦素案を白紙撤回し、この間に市民から寄せられた多くの意見や切実な思いを踏まえ、それぞれの地域・学区の現状に照らした適切なデータや情報を市民と共有して、改めて大津のまちづくりと一体的に市民と共に進めていくべきと考えるもので、本請願の主旨に賛成するものです。